

大賀哲・杉田米行編 『国際社会の意義と限界—理論・思想・歴史—』

渡邊, 智明
九州大学大学院法学研究院協力研究員

<https://doi.org/10.15017/16477>

出版情報 : 政治研究. 56, pp.137-139, 2009-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

紹介

大賀哲・杉田米行編

『国際社会の意義と境界―理論・思想・歴史―』

(国際書院、二〇〇八年六月、三四一頁)

本書は、「国際社会を国際関係論の研究対象として狭義に捉えるのではなく、むしろそれを政治学の広い文脈に位置づけ、隣接分野を横断する形で「国際社会の政治学」を検証する」(11頁)という目的を掲げる。この課題に対して、「第一部 国際社会の規範・法・制度」と「第二部 国際社会の思想・歴史・文化」の2部、13の論稿がそれぞれの形でアプローチしている。

第一部の6つの章は、国家、国際社会の重層的な文脈において規範形成の動態と機能を考察する。

第1章(足立研幾)では、国家間の社会の特徴を有する「国際」社会という現状における、グローバルなイッシュューの解決に向けた各国政府―NGO関係を概観し、関係の進展が地域性あるいは問題領域によって偏りがあることを指摘する。さらに、NGOの活動が政府と協働することが、「国際」社会を維持する共犯関係を形成することにも言及する。

第2章(西谷真規子)は、アメリカの対人地雷条約への対応を例に、国際NGOといったトランスナショナルな主体が規範を形成するメカニズムについて考察する。そして、規範の浸透に関連して、国家が国際的評判を懸念する評判政治を背景に、国内国際レベルを連携させた政策変更のダイナミズムにおけるNGOらの媒介的役割を指摘している。

第3章(五野井郁夫)では、対外債務キャンペーンという非条約型の事例を挙げ、国境を越えた市民のネットワークが、モニタリングによって国家の逸脱行動を指摘することで規範形成に寄与しているとする。そして、その行動が現下の国際秩序の変革、すなわち国家間関係の限界、排除性を乗り越えた世界政治の公共圏構築の可能性を高めていると指摘する。

第4章(大賀哲)は、アジア・ヨーロッパの地域安全保障の取り組みを例に、「人道的規範」と「内政不干涉規範」の緊張関係を考察する。そして、主権と人道規範の問題について、地域偏差を指摘するとともに、C・シュミットの議論を参照点に両者の関係性を析出している。

第5章(庄司真理子)では、国連安保理経済制裁決議を通じて、国際社会における行為主体の多様化を確認している。すなわち、行為主体の性格について、①権利義務能力、②行動能力、③責任能力をメルクマールとして析出する。そして

近年の国連改革において特筆すべき4つの文書から、経済制裁主体、対象の変化を確認するとともに、③の責任概念の明確化の課題について検討している。

第6章（二村まどか）は、国際刑事裁判への期待と、戦犯法廷への具象化という思想・歴史のおよび理論的背景を検討している。ニュールンベルク裁判が民主化の進展とともに目的論的に解釈され、普遍性を帯びていく過程を描き、同時に「裁く」ことへの偏重と和解という課題を指摘する。

第2部、7章以降の論稿は、従来の国際関係論で看過されがちである国際社会の歴史性、思想性を浮き彫りにするものとなっている。

第7章（清水耕介）は、国家安全保障から人間の安全保障へという力点の変化の持つ意味を、フーコーの生政治の観点から読み解く。すなわち、人間の安全保障論が普遍的な統治可能性の言説として持つ意味に着目した論稿である。

第8章（高橋良輔）は、安全保障を支える言説である「恐怖」の政治的機能に着目し、そこに国家が政治空間の境界の画定と内への動員を行ってきたと指摘する。恐怖の管理という国家の役割を照射するものとなっている。

第9章（千葉尚子）は、「開発」概念の変容の過程において、いわば暗黙知となっている援助者と被援助者の関係の非対称

性を、文化人類学においてしばしば言及されるモースの「贈与」の概念を手掛かりとして、「開発」の一体的性格を浮かび上がらせる。

第10章（與那覇潤）では、東アジアの地域社会から国際社会の普遍性へと接近する。この中で従来のアジア論の限界と「近代」という歴史性を指摘し、その新たな認識に立つた国際社会の再構成の可能性を示唆する。

第11章（土谷岳史）は、EUのシテイズンシップが、国家の枠を超えた多元的市民像を示すとともに、EU市民は加盟国市民を包摂し、その他の市民を排除する論理でもあることを明らかにする。

第12章（飯笹佐代子）は、オーストラリアにおいて「白豪主義」が「多文化主義」へ、とシテイズンシップ概念が変容した経験を検討し、それが国益と国際社会の交流の中で選択された国家の作用そのものであったことを確認する。

第13章（鎌田真弓）が取り上げるのは、オーストラリアの先住民の権利問題である。ここでは、先住民と国家、外部集団との関係性に着目し、権利要求運動の動態をグローバル、ローカルの中でとらえなおそうとしている。

グローバル、インターナショナル、ローカルという浸透的かつ重層的な空間の成立が議論される今日において、国際社

会」を問い直す意義はますます高まっている。本書の試みは、その感を強くさせるものであった。
(渡邊智明)